

岐阜市障害者総合支援協議会について

「岐阜市障害者総合支援協議会」(以下「協議会」)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき設置しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (第 89 条の 3 第 1 項)

地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者による協議会を置くように努めなければならない。

また、岐阜市附属機関設置条例第 3 条の規定に基づき「岐阜市障害者総合支援協議会規則」において「協議会」の組織及び運営に関する必要な事項を定めています。

- ◆**主な取り組み**◆
 - ・ 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有
 - ・ 関係機関等の連携の緊密化を図る
 - ・ 地域の実情に応じた体制の整備について協議

- ◆**組織について**◆ 「協議会」は、「全体会」と「専門部会 (地域課題検討部会 / 評価・検証部会)」から構成されています。
「協議会」に関する庶務は、事務局として障がい福祉課 相談係が運営しています。

全体会 (年 5 ~ 6 回)

協議会の活動の年間計画等の承認、活動内容および地域の実情に応じた体制の整備について検証・検討・評価等に関する意見交換を行い、「協議会」の中核的な役割を果たします。

- 【協議会委員】
 - ・ 学識経験を有する者
 - ・ 障がい者関係団体の推薦する者
 - ・ 障がい者等の福祉に関する事業に従事する者
 - ・ 障がい者等に関する医療、教育又は雇用関係者
 - ・ 関係行政機関の職員
 - ・ 市長が適当と認める者

に市長が委嘱します。

※委員は 15 人以内で組織 (任期 2 年)

専門部会 (地域課題検討部会 (年 1 回)・テーマ別分科会 (年 7 回) / 評価・検証部会 (年 3 回))

地域課題検討部会

協議会委員及び基幹相談支援センター・基幹相談支援サテライト等が集まり、相談支援活動等より抽出された地域課題に対して情報共有し、**テーマ別分科会 (上半期・下半期)**で取り上げるテーマについて協議します。

テーマ別分科会の開催日程等については、全体会にて協議会委員の承認後、岐阜市ホームページに公開します。

評価・検証部会

「協議会」にて、以下の評価・検証等を行うため、協議会委員が集まり、協議します。

- ・ 基幹相談支援事業内容の検証
- ・ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討
- ・ 日中サービス支援型共同生活援助の事業所指定後の実施状況報告・定期評価

テーマ別分科会

地域課題のテーマに応じて、市内の障害福祉サービス事業者・福祉・教育・保健・医療・就労・権利擁護等の行政機関・関係機関や、障がい者関係団体等に参加を呼びかけ、協議します。

開催後、議事要旨を岐阜市ホームページに公開します。